

## 国立大学法人埼玉大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則により、期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合に、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減できる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域手当の改定 (9%→9.2%)</li> <li>○本給月額を平均0.2%引下げ</li> <li>○期末特別手当の年間支給月数を0.15月分引下げ</li> </ul>
理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域手当の改定 (9%→9.2%)</li> <li>○本給月額を平均0.2%引下げ</li> <li>○期末特別手当の年間支給月数を0.15月分引下げ</li> </ul>
理事(非常勤)	改定なし
監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域手当の改定 (9%→9.2%)</li> <li>○本給月額を平均0.2%引下げ</li> <li>○期末特別手当の年間支給月数を0.15月分引下げ</li> </ul>
監事(非常勤)	改定なし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,670	千円 11,886	千円 4,639	千円 1,093 (地域手当) 51 (通勤手当)			
A理事	千円 13,983	千円 9,378	千円 3,660	千円 862 (地域手当) 81 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,008	千円 9,378	千円 3,660	千円 862 (地域手当) 106 (通勤手当)			
C理事	千円 13,925	千円 9,378	千円 3,660	千円 862 (地域手当) 24 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 1,860	千円 1,860	千円 0	千円 0			
A監事	千円 13,156	千円 8,706	千円 3,398	千円 800 (地域手当) 251 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0	H22.4.1		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金水準等が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は、「役員出向者」であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
理事 (非常勤)					非常勤理事には退職 手当を支給しないこと としている	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					非常勤監事には退職 手当を支給しないこと としている	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

教員については、平成7年4月の教養部改組に伴い、各学部に分属させていた旧教養部の教員定員を、法人化後、一括管理とし、削減に対応できるようにした。  
また、事務組織の合理化、業務の効率化・簡素化を図ることにより、人件費の抑制に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、国家公務員の例に準じた取り扱いとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務評定を実施し、その結果を勤勉手当の成績率、昇給に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月の期間における、勤務評定をふまえた勤務成績に応じて決定される成績率により支給される。
本給月額(昇給)	勤務評定の結果を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合には、上位の昇給区分に決定することができる。

##### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

○地域手当の改定 (9.5%→9.7%)  
○中高年齢(概ね40歳以上)の職員の本給月額について引下げ(平均改定率△0.1%)  
○55歳を超える職員(一般職(一)5級以下及び教育職(一)4級以下の職員等を除く)の本給、管理職手当、地域手当及び期末・勤勉手当の支給額について引下げ(△1.5%)  
○期末・勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引下げ

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	692人	47.1歳	8,135千円	6,019千円	134千円	2,116千円
事務・技術	156人	45.1歳	6,192千円	4,647千円	136千円	1,545千円
教育職種(大学教員)	425人	49.5歳	9,330千円	6,852千円	143千円	2,478千円
教育職種(附属高校職種)	20人	38.9歳	6,888千円	5,208千円	64千円	1,680千円
教育職種(附属義務教育学校教員)	48人	36.3歳	6,185千円	4,713千円	106千円	1,472千円
技術職種(技師等)	42人	45.9歳	6,160千円	4,618千円	109千円	1,542千円
その他医療職種(看護師)	1人	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
特別教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	54.3	4,297	3,217	93	1,080
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	57.2	4,153	3,104	106	1,049
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:「技術職種(技師等)」とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて新たな職種として位置づけ、独自の本給表を適用させている職種である。

注5:再任用職員の「特別教員」とは、教育職種(大学教員)と同種の業務であるが、給与形態が異なる職種である。

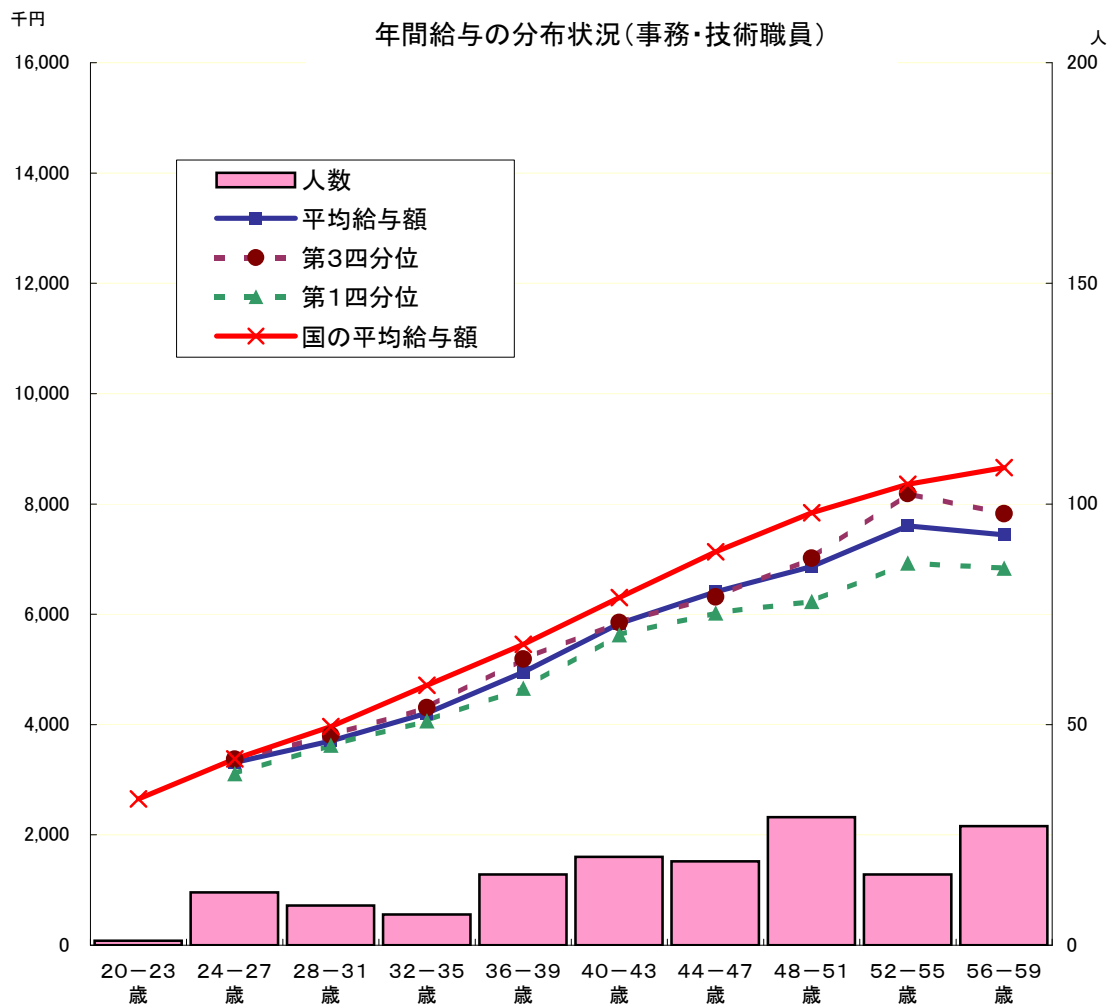
注6:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、再任用職員の「特別教員」及び非常勤職員の「教育職種(大学教員)」は、該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:以下の職種は、該当者がいないため記載を省略している。

- ・常勤職員のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・再任用職員のうち、事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・非常勤職員のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

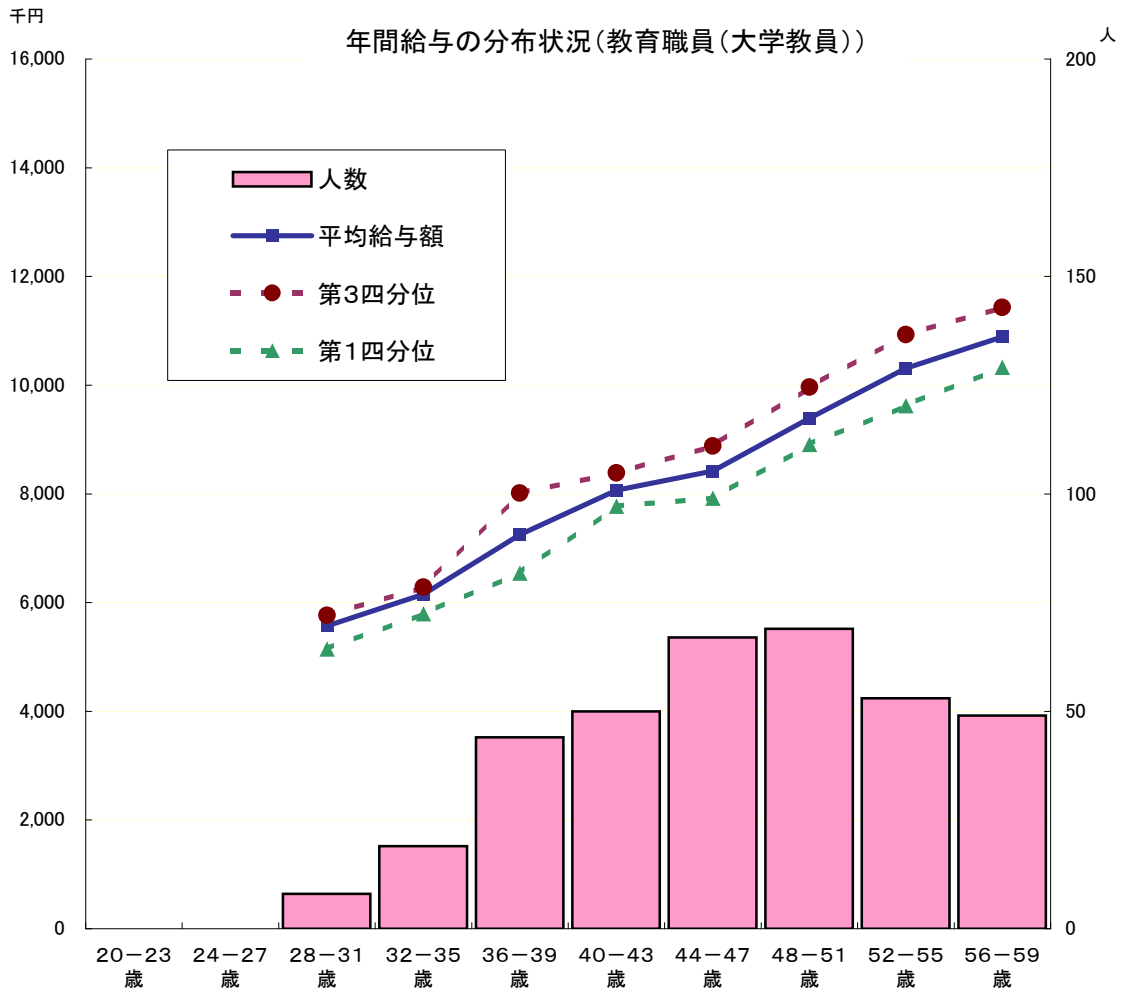
注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	3	56.5		10,086	
課長	16	52.9	8,187	8,530	8,941
課長代理	15	54.2	6,910	7,092	7,209
係長	57	49.4	6,037	6,499	6,977
主任	29	44.2	5,247	5,639	6,095
係員	36	30.9	3,345	3,825	4,227

注:「部長」の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	222	55.7	9,763	10,555	11,192
准教授	143	44.0	7,827	8,212	8,507
講師	12	43.1	6,322	7,237	7,865
助教	45	38.1	5,792	6,211	6,698
助手	3	56.2		6,854	

注:「助手」の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長代理	課長	課長
人員(割合)	156人	22人 (14.1%)	14人 (9.0%)	65人 (41.7%)	34人 (21.8%)	10人 (6.4%)	8人 (5.1%)
年齢(最高～最低)		40～23歳	46～29歳	59～37歳	59～48歳	59～47歳	54～43歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,950～2,334千円	3,952～2,800千円	5,142～3,474千円	5,809～4,795千円	6,361～4,989千円	7,121～6,349千円
年間給与額(最高～最低)		3,829～3,099千円	5,227～3,734千円	6,854～4,663千円	7,825～6,572千円	8,402～6,838千円	9,264～8,406千円

7級	8級	9級	10級
部長	部長	事務局長	事務局長
2人 (1.3%)	1人 (0.6%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
～歳	～歳	～歳	～歳
～千円	～千円	～千円	～千円
～千円	～千円	～千円	～千円

注:7級及び8級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	425人	該当者なし (%)	48人 (11.3%)	12人 (2.8%)	143人 (33.6%)	214人 (50.4%)	8人 (1.9%)
年齢(最高～最低)			64～29歳	48～33歳	63～32歳	64～42歳	64～54歳
所定内給与年額(最高～最低)			5,645～3,774千円	6,062～4,244千円	7,397～4,716千円	9,759～5,836千円	10,016～9,305千円
年間給与額(最高～最低)			7,571～5,054千円	8,233～5,803千円	10,055～6,472千円	13,405～7,989千円	13,735～12,837千円

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4	65.3	63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	34.7	36.1
	最高～最低	49.5～33.1	45.5～30.7	45.7～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	67.3	65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	32.7	34.2
	最高～最低	38.3～32.6	35.2～29.2	36.7～30.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9	65.6	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.1	34.4	36.2
	最高～最低	49.1～33.9	45.6～30.6	45.3～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2	67.2	65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.8	32.8	34.2
	最高～最低	38.3～32.8	35.1～29.9	36.7～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 89.5

対他の国立大学法人等 104.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 104.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.5	
	参考	地域勘案 89.8
		学歴勘案 89.1
	地域・学歴勘案 89.7	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【文部科学大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.5% (国からの財政支出額 6,564百万円、支出予算の総額 12,987百万円：平成22年度予算)  【検証結果】 本学の給与水準については、本学の支出予算の範囲内において、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、国家公務員の例に準じて支給されており、その水準は対国家公務員指数100未満であり、適正と考えられる。	
講ずる措置	特になし	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 101.2

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,393,958	6,656,811	△ 262,853	(△3.9)	- ( - )
退職手当支給額 (B)	580,475	757,090	△ 176,615	(△23.3)	- ( - )
非常勤役職員等給与 (C)	748,945	802,721	△ 53,776	(△6.7)	- ( - )
福利厚生費 (D)	815,155	813,625	1,530	(0.2)	- ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,538,533	9,030,247	△ 491,714	(△5.4)	- ( - )

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比減(△3.9%)は、国家公務員に準じた給与等の減額改定の実施及び職員の定年等退職による減を若年層の採用で補充したことが主な要因である。  
最広義人件費の対前年度比減(△5.4%)は、給与、報酬等支給総額の減少及び退職手当支給額の減少が主な要因である。

#### ② 人件費削減の取組の状況

- i) 中期目標:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ii) 中期計画:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、人員の効率的運用に努め人件費を削減する。

iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,257,729	6,912,898	6,753,831	6,733,242	6,656,811	6,393,958
人件費削減率 (%)		△ 4.8	△ 6.9	△ 7.2	△ 8.3	△ 11.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.8	△ 7.6	△ 7.9	△ 6.6	△ 8.7

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

- ③ 総人件費削減の進捗状況における文部科学大臣の検証結果  
5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし。